

新居浜市賃借料情報

平成21年度の農地法改正により、標準小作料の制度は無くなりました。以後は、実際に締結された小作料の情報を提供していますので、農地の貸し借りの契約（賃貸借）の参考にしてください。

令和4年12月から令和5年11月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当り）は、次のとおりとなっております。

令和 5 年 12 月 1 日

新居浜市農業委員会会長 藤田 幸正

1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域	平均額	最高額	最低額	データ数
本 所 地 区	5,400 円	7,100 円	3,600 円	4
船 木 地 区	7,100 円	10,100 円	3,100 円	4
中 菰 地 区	7,000 円	10,400 円	4,500 円	12
大 生 院 地 区	11,400 円	11,400 円	11,400 円	1
（参 考）新居浜市平均	6,900 円			21

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、玄米60kg当たり15,000円として換算しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入して100円単位にしています。

※4 「（参考）新居浜市平均」の平均額は、各区分のデータの総計を平均した値です。